



交野市議会告示第2号

令和3年第3回議会定例会において、地方自治法第74条第4項の規定に基づき、次のとおり条例制定請求代表者に意見陳述の機会を付与しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

令和3年6月4日

交野市議会議長 三浦 美代子



記

1. 意見陳述の日時

令和3年6月17日（木）午前10時00分

2. 意見陳述の場所

大阪府交野市私部1丁目1番1号
交野市役所本庁3階 議場

3. 意見陳述の案件

議案第24号 交野市立第一中学校区における施設一体型小中一貫校の設置の賛否を問う住民投票条例の制定について

4. 意見陳述人の人数

条例制定請求代表者のうち 3人以内

5. 意見陳述の時間（各意見陳述人の合計時間）

全体で30分以内